

龍 教 ス 第 号
平成 2 9 年 6 月 1 2 日

龍ヶ崎市スポーツ推進計画審議会
会長 田 簀 健太郎 殿

龍ヶ崎市教育委員会
教育長 平 塚 和 宏

龍ヶ崎市第 2 次スポーツ推進計画の策定について（諮問）

みだしのことについて、龍ヶ崎市スポーツ推進計画審議会条例（平成 2 3 年龍ヶ崎市条例第 3 7 号）第 2 条の規定により、龍ヶ崎市第 2 次スポーツ推進計画の策定について、貴会の意見を求めます。

平成29年度龍ヶ崎市スポーツ推進計画審議会に対する諮問

○ 龍ヶ崎市第2次スポーツ推進計画の策定について (諮問理由)

国においては、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」を策定し、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、「スポーツで「人生」が変わる」、「スポーツで「社会」を変える」、「スポーツで「世界」とつながる」、「スポーツで「未来」を創る」を掲げ、そのために今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策等を定めています。

一方、本市においては、平成19年4月に「スポーツ健康都市宣言」を行い、平成21年12月にその具体化に向けたマスタープランとして「龍ヶ崎市スポーツ振興基本計画」を策定しました。

また、平成27年2月には、計画の名称を「龍ヶ崎市スポーツ推進計画」に改めるとともに、平成26年度から平成29年度までの4年間の具体的取組を示す後期基本計画を策定し、「誰もが健康で楽しめる生涯スポーツ社会の実現」を目指すこととしています。

さらに、平成28年12月には、平成29年度以降の本市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画として「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」を策定しています。同プランにおいては、重点目標として「スポーツ健幸日本一」を掲げ、スポーツ・運動を通じた市民の健康づくりを推進することで、健康寿命の延伸を図り、市民が生涯にわたり健やかで幸せな生活を送れるまちを目指すこととしています。

このような経緯を踏まえ、平成31年の茨城国体及びラグビーワールドカップ並びに平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を好機とし、市民、スポーツ団体、市等が一体となって本市のスポーツの推進に取り組むための指針とするため、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づき、教育委員会が「龍ヶ崎市第2次スポーツ推進計画」を策定するものです。

その策定に当たっては、国の「第2期スポーツ基本計画」を参酌しながら、市民、スポーツ団体等の意見を聴取するとともに、龍ヶ崎市スポーツ推進計画審議会からの提言を受け、本計画に反映していくため諮問を行うものです。